

この連絡は、気象の警報が発表されたり地震が発生したりした場合の緊急措置についてのもので、各ご家庭におかれましては見やすい場所に掲示して、報道等による情報の収集に努めたく緊急時にご対応ください。

警報発表時の措置

茨木市に「**暴風警報**」「**特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）**」が発表された場合のみ下記の措置をとります。

| | | |
|---|--|-----------------------------------|
| 1 | 午前7時の時点で「 暴風警報 」「 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪） 」発表の場合 | 自宅待機 【ツイタもんメール配信します】 |
| 2 | 午前9時までに「 暴風警報 」「 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪） 」解除の場合 | 解除の時点で登校（給食あり） 【ツイタもんメール配信します】 |
| 3 | 午前9時に「 暴風警報 」「 特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪） 」が解除されていない場合 | 臨時休業（学童保育室閉室） 【ツイタもんメール配信します】 |

※ 午前9時までに解除された場合でも給食は提供されます。

※ メール配信いたしますが、ご家庭で午前7時の報道等から判断してください。

※ 各ご家庭から学校へ電話をされると、学校は大混乱します。お電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

※ 登校後に「**暴風警報**」「**特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）**」が発表された場合は原則として**集団下校**となります。（**暴風警報が発表された時点で、学童保育室は閉室となります**）（但し、災害の状況によっては、保護者へ直接引き渡すまで学校で保護・監督します。）

* **校区内の地域に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合は、原則休業になります。**
そのほか状況により市教委から特別の指示がある場合があります。（地震発生時も同様）

地震発生時の措置

| | | |
|--|---|---|
| 1 | 大地震（震度5弱以上）が発生した場合 ツイタもんメールは配信できる状況の場合に限り配信します。 | |
| | 始業前 | 臨時休校 登校中の場合、原則として学校へ向かう。 （登校した児童は下記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで学校で保護・監督する） |
| | 在校時 | 授業中止⇒保護者引き渡し：保護者（親族）へ直接引き渡すのを原則とする。 引き渡すまで学校で保護・監督する。 |
| | 下校時 | 下校中の場合、原則として自宅へ向かう。（学校に残っている児童は上記の在校時に準じて保護者に引き渡すまで 学校で保護・監督する） |
| 翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。 臨時休業・休校の連絡がない限り登校する。 | | |
| 2 | 震度4以下の地震が発生した場合 | |
| | 学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。 | |

☞ 学校が臨時休校になった日及び暴風警報発令中、学校施設は使用できません。

緊急時の措置の場合には、PTA 学級委員さん、地区委員さん、子ども会の皆様にご協力をお願いすることがあります。時間の経過にともなって、措置の変更がある場合など、連絡が混乱し、やむを得ずご迷惑をおかけすることもあります。ご理解いただきご協力賜りますようお願いいたします。